

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）7条1項の規定に基づく児童手当認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和2年1月30日付けで行った児童手当認定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

〇〇区役所へ令和元年11月30日付で転入手続きを済ませ、子供2人小学生と幼稚園等の手続等や家のリフォーム中であつたり、高齢の母との同居手続き等様々な事柄があり、転入手続きも終えている安心感もあつた。

その中で15日過ぎたからと支給しないのというのは、安易に「そうですか」と理解しがたい。

〇〇区役所の〇〇係の課長の対応も区民により添ったものではなく、「できません、国の決まりですから！」の一点張りであり、事情を聞くこともなかった。

ある一定の線引きが必要である事は理解するが、事情を理解して頂いた上でこの様な人に対する理解をして頂きたい。

正当に子供手当を、きちんと給付して頂きたいと思ひます。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年9月24日	諮問
令和2年11月17日	審議（第49回第4部会）
令和2年12月16日	審議（第50回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 児童手当の支給要件について

法4条1項によれば、児童手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下「中学校修了前の児童」という。）又は中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等であって、日本国内に住所を有するもの等、同条1項各号のいずれかに該当する者に支給するものとされている。

##### (2) 認定手続について

法7条1項及び3項によれば、児童手当の支給要件に該当する者（法4条1項1号から3号までに係るものに限る。以下「受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その

受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとされており、当該認定を受けた者が他の市町村（特別区を含む。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも同様とされている。

また、法施行規則 1 条の 4 第 1 項によれば、法 7 条 1 項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、法施行規則様式第 2 号を市町村長に提出することによって行わなければならないとされている。

そして、児童手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、法 7 条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解される（中央法規出版株式会社「五訂児童手当法の解説」110頁参照）。

(3) 児童手当の支給額について

法 7 条 1 項の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが 3 歳に満たない児童又は 3 歳以上小学校修了前の児童である場合で、当該 3 歳以上小学校修了前の児童が 1 人又は 2 人いるときは、児童手当の支給額は、15,000 円に当該 3 歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、10,000 円に当該 3 歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額とされている（法 6 条 1 項 1 号イ(1)(ii)）。

(4) 支給開始時期について

法 8 条 2 項によれば、児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるものであるが、同条 3 項によれば、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にそ

の請求をしたときは、児童手当の支給は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めるとされている。

なお、上記の災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかった場合に該当するのは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的にみて容認できる場合であると解される（前掲書122頁参照）。

## 2 本件処分について

### (1) 児童手当の認定手続と支給開始年月について

請求人は、令和元年11月30日に〇〇区へ転入した後、処分庁に対し、受理日を同年12月23日とする本件認定請求書を郵送により提出したことが認められる。

そして、請求人は、〇〇区に転入した際に、本件窓口の担当者から本件申請用紙等の提供を受けたが、本件子どもらを支給対象児童とする児童手当に係る認定請求書を提出しなかったことから、担当者が、改めて、請求人に対し、本件申請用紙等を郵送で送付していることが認められる。

しかしながら、本件請求書の提出に関し、〇〇市からの転出予定日の15日以内に申請できなかったことについて、請求人から処分庁に対し、「災害その他やむを得ない理由」があったことを証するに足る証拠の提出はなく、そのような事実を認めることはできないのであるから、本件申請において、法8条3項の適用はないものといわざるを得ない。

なお、請求人の主張する上記第3の事情は、もっぱら請求人の個人的な内部事情や心情を述べるものであり、「災害その他やむを得ない理由」に該当する客観的な事情とは認められない。

したがって、〇〇区から請求人への児童手当の支給は、本件申請書が処分庁に受理された、令和元年12月23日の属する月の翌月（令和2年1月）から開始されることになるものと認められる（法

8条2項)。

(2) 児童手当の支給額について

請求人は、本件子どもらの父であり、本件子どもらと同居、監護し、かつ、生計を同じくしていることが認められるところ、本件請求書受理時点において、長男は満〇〇歳、次男は満〇〇歳であることが認められるのであるから、本件子どもらは、いずれも3歳以上小学校修了前の児童に該当するといえる。

そして、請求人に対する児童手当の支給額としては、本件子どもらはいずれも3歳以上小学校修了前の児童(10,000円)であるため、同手当の月額が20,000円となることから、本件処分において違算を認めることはできない。

(3) 結論

上記(1)及び(2)のとおり、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいてなされたものであって、違算等も認められないことから、本件処分が違法又は不当であるとすることはできない。

3 請求人の主張

請求人は、上記第3のことから本件処分の違法性及び不当性を主張するが、上記2のとおり、本件処分は、本件申請について、上記1の法令等の規定に基づき、請求人に対する本件子どもらを支給対象児童とする児童手当の支給開始年月を令和2年1月とするものであって、違法性ないし不当性はないのであるから、請求人の主張には理由がないといわざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美